

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和1年 7月 9日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 相生市相生字小丸5377-5

氏名 ケミプロ化成株式会社相生工場
工場長 赤瀬 寿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0791-23-3869

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 ケミプロ化成株式会社 相生工場

事業場の所在地 相生市相生字小丸5377-5

計画期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1, 2のとおり
(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙1, 2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 年度実績）		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ヒフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和 1 年度)実績量

計画：今年度(令和 2 年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	868.1	800.0									868.1	800.0	439.9	500.0	817.9	800.0				
7010 引火性廃油(有害)																				
7100 強酸	411.2	400.0									411.2	400.0	26.7	200.0	411.2	400.0				
7110 強酸(有害)																				
7200 強アルカリ	3,292.0	3,300.0									3,292.0	3,300.0	1,972.8	2,000.0	1,703.8	2,000.0				
7210 強アルカリ(有害)																				
7300 感染性廃棄物																				
7411 廃PCB等																				
7412 PCB汚染物																				
7413 PCB処理物																				
7421 廃石綿等(飛散性)																				
7422 指定下水汚泥																				
7423 鉱さい(有害)																				
7424 燃えがら(有害)																				
7425 廃油(有害)																				
7426 汚泥(有害)	101.1	80.0									101.1	80.0	101.1	80.0	0.0	0.0				
7427 廃酸(有害)	1,656.0	1,500.0									1,656.0	1,500.0	20.6	20.0	1,655.4	1,480.0				
7428 廃アルカリ(有害)																				
7429 ばいじん(有害)																				
合計	6,328.3	6,080.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,328.3	6,080.0	2,561.0	2,800.0	4,588.2	4,680.0	0.0	0.0	0.0	0.0

別紙2（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業
②事業の規模	製造製品出荷額 41億5,563万円（令和01年度実績）
③従業員数	80人（令和02年4月時点）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3参照

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

別紙3参照

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程内リサイクルを推進する。 ・再資源化及び燃料用途化を推進する。 ・有価値化を推進する。
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の抑制を考慮した製造方法を検討する。 ・再生利用ルートを確保する。 ・できるだけ分別化を行い、リサイクル又は再生処理を行う。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>製造工程毎に発生する廃棄物は、ラベルに製品名・成分・工程名等を表示し、排出した廃棄物の分類を行っている。</p>
②計画	<p>（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>同上</p>

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

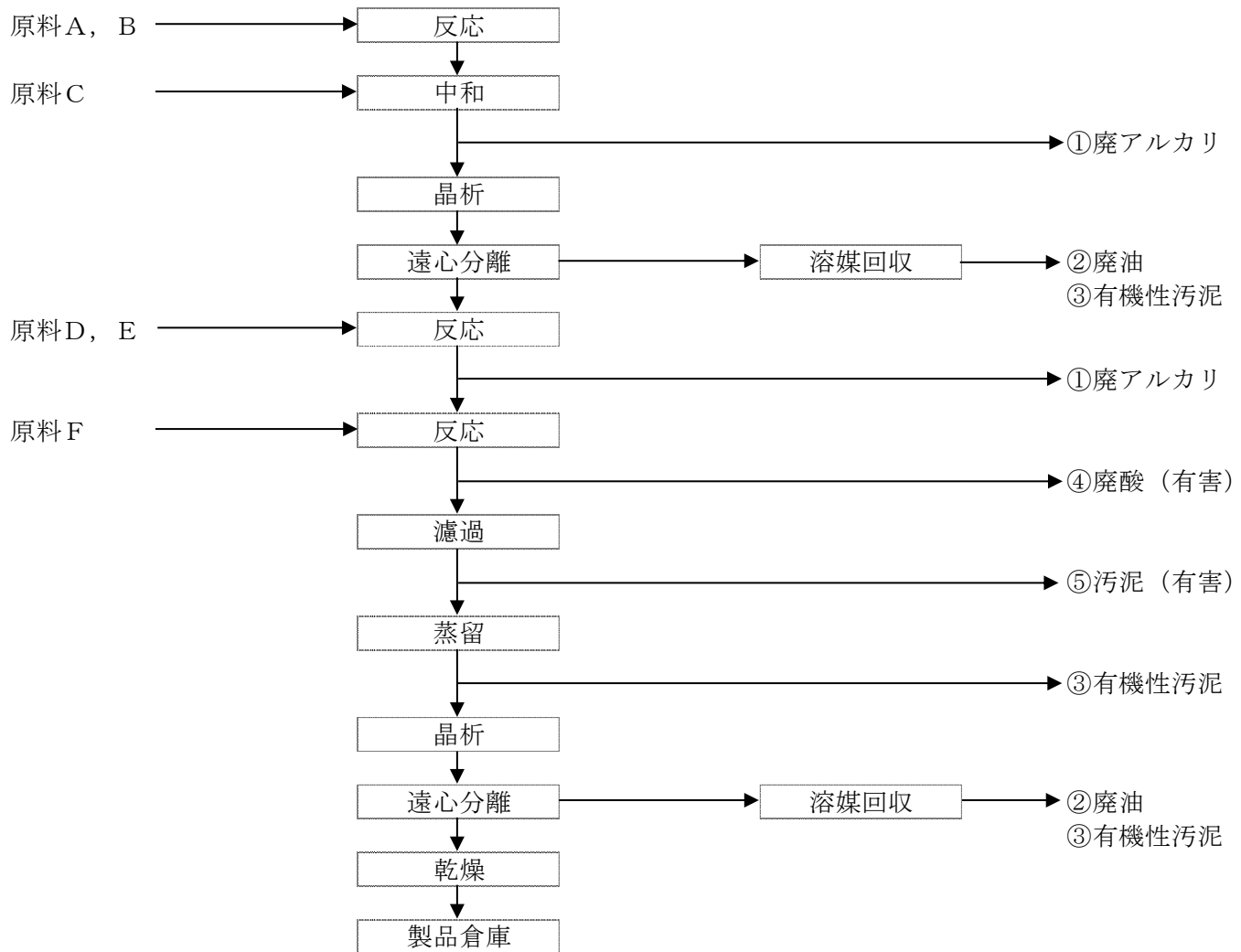
8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 可能な限り、最終処分において埋立処分とならないような処分業者を選択して委託している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 同上

別紙 3

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

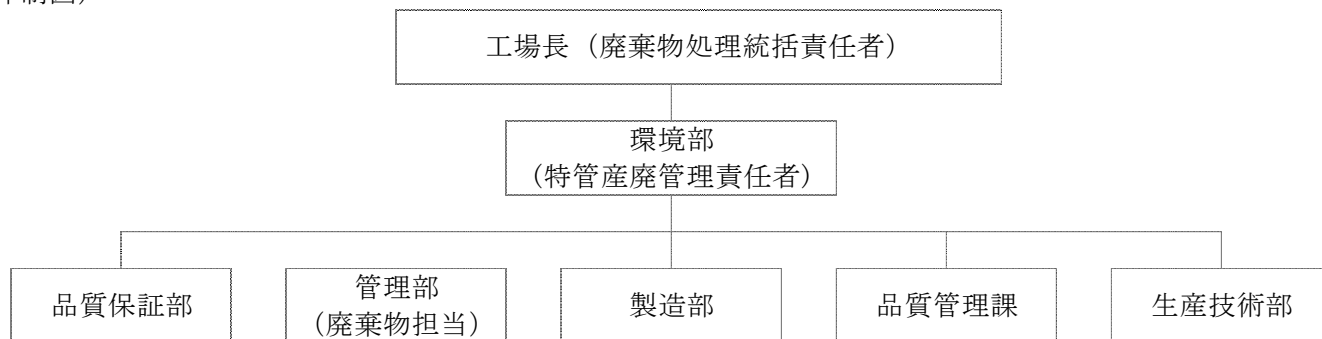
○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



- ① 廃アルカリ 収集運搬<委託>→焼却・混合<委託>→焼却残渣は埋立処分又はセメント原料
- ② 廃油 収集運搬<委託>→焼却・リサイクル<委託>→焼却残渣は埋立処分、リサイクルは燃料化又再生
- ③ 有機性汚泥 収集運搬<委託>→焼却・混合<委託>→焼却残渣は埋立処分又はセメント原料
- ④ 廃酸 (有害) 収集運搬<委託>→中和<委託・自社他工場処理>業者で商品化
- ⑤ 汚泥 (有害) 収集運搬<委託>→焼却<委託>→焼却残渣は埋立処分又はセメント原料

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



(分担)

統括責任者	廃棄物処理方針の策定 廃棄物に関する諸事項の決定・承認
環境部	廃棄物処理計画の作成 監督官庁への各種報告
廃棄物担当	廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者・再生処理業者の調査、剪定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付・管理
各部署	部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、保管場所への運搬 部署内スタッフへの分別方法等の徹底